

福岡県公報

平成17年8月30日
号 外 ①

目 次

選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における福岡県各選挙区の選挙長及び同職務代理者の選任 (地方課) 3
- 衆議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会長及び同職務代理者の選任 (地方課) 3
- 衆議院議員総選挙における福岡県の各選挙長事務及び福岡県選挙分会長事務を取り扱う場所 (地方課) 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日 (地方課) 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における福岡県各選挙区の選挙会を開催すべき場所及び日時 (地方課) 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (地方課) 4
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 5
- 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 5
- 衆議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会を開催すべき場所及び日時 (地方課) 5
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行うべき場所及び日時並びに他の放送事業者において録音し録画した物等を使用して放送する放送事業者における

- る政見放送の順序 (地方課) 5
- 最高裁判所裁判官国民審査における福岡県審査分会長及び同職務代理者の選任 (地方課) 5
- 最高裁判所裁判官国民審査における福岡県審査分会を開催すべき場所及び日時 (地方課) 6
- 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票及び開票の順序 (地方課) 6
- 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における線上投票を行う地域及び期日 (地方課) 6
- 選 挙 長**
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 6
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 6
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 6
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 7
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 7

が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 9	○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まつた後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 9
○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まつた後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 10	○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まつた後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 10
○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まつた後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 10	○衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙会の選挙立会人が定まつた後同一の政党その他の政治団体に属する候補者に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 10
選挙分会長 ○衆議院比例代表選出議員選挙において福岡県選挙分会の選挙立会人となるべき者として名簿届出政党等から届出のあった者が10人を超えるときのくじを行うべき場所及び日時 (地方課) 10	

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第96号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における福岡県各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

選挙区	選 挙 長		選挙長職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
福岡県第1区	福岡市中央区今川1丁目2番34号	田辺俊明	福岡市南区長住5丁目5番29号	中原潤一郎
福岡県第2区	福岡市中央区今川1丁目2番34号	田辺俊明	福岡市南区長住5丁目5番29号	中原潤一郎
福岡県第3区	遠賀郡芦屋町山鹿20番14号	濱中茂足	福岡市城南区鳥飼6丁目10番10-408号	中島 浩
福岡県第4区	遠賀郡芦屋町山鹿20番14号	濱中茂足	福岡市城南区鳥飼6丁目10番10-408号	中島 浩
福岡県第5区	遠賀郡芦屋町山鹿20番14号	濱中茂足	福岡市城南区鳥飼6丁目10番10-408号	中島 浩
福岡県第6区	北九州市八幡西区引野1丁目25番12号	向坊ソメ	久留米市小森野6丁目5番8号	高田則好
福岡県第7区	北九州市八幡西区引野1丁目25番12号	向坊ソメ	久留米市小森野6丁目5番8号	高田則好
福岡県第8区	北九州市八幡西区引野1丁目25番12号	向坊ソメ	久留米市小森野6丁目5番8号	高田則好
福岡県第9区	宗像市日の里7丁目3番地3	井上透	糟屋郡篠栗町大字和田624番地	八尋利信
福岡県第10区	宗像市日の里7丁目3番地3	井上透	糟屋郡篠栗町大字和田624番地	八尋利信
福岡県第11区	宗像市日の里7丁目3番地3	井上透	糟屋郡篠栗町大字和田624番地	八尋利信

福岡県選挙管理委員会告示第97号

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会長及び

選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

選挙分会長		選挙分会長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
福岡市中央区今川1丁目2番34号	田辺俊明	福岡市南区長住5丁目5番29号	中原潤一郎

福岡県選挙管理委員会告示第98号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙における衆議院小選挙区選出議員選挙の福岡県各選挙区の選挙長事務及び衆議院比例代表選出議員選挙の福岡県選挙分会長の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

選挙長事務及び選挙分会長事務を取り扱う場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室

ただし、平成17年8月30日午前8時30分から午前11時までの衆議院小選挙区選出議員選挙の福岡県各選挙区の選挙長事務を取り扱う場所は

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁講堂

福岡県選挙管理委員会告示第99号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

公職の候補者の立候補の届出があった日

福岡県選挙管理委員会告示第100号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における福岡県各選挙区の選挙会を開催すべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

選挙区	場所	日時
福岡県第1区	福岡市博多区吉塚本町9番15号財団法人福岡県中小企業振興センター402会議室	平成17年9月14日午前10時
福岡県第2区	福岡市博多区吉塚本町9番15号財団法人福岡県中小企業振興センター402会議室	平成17年9月14日午前11時
福岡県第3区	福岡市博多区吉塚本町9番15号財団法人福岡県中小企業振興センター401A会議室	平成17年9月14日午前11時
福岡県第4区	福岡市博多区吉塚本町9番15号財団法人福岡県中小企業振興センター401A会議室	平成17年9月14日午後1時
福岡県第5区	福岡市博多区吉塚本町9番15号財団法人福岡県中小企業振興センター401A会議室	平成17年9月14日午後2時
福岡県第6区	福岡市博多区吉塚本町9番15号財団法人福岡県中小企業振興センター202A会議室	平成17年9月14日午前11時
福岡県第7区	福岡市博多区吉塚本町9番15号財団法人福岡県中小企業振興センター202A会議室	平成17年9月14日午後1時
福岡県第8区	福岡市博多区吉塚本町9番15号財団法人福岡県中小企業振興センター202A会議室	平成17年9月14日午後2時
福岡県第9区	福岡市博多区吉塚本町9番15号財団法人福岡県中小企業振興センター202B会議室	平成17年9月14日午前11時
福岡県第10区	福岡市博多区吉塚本町9番15号財団法人福岡県中小企業振興センター202B会議室	平成17年9月14日午後1時
福岡県第11区	福岡市博多区吉塚本町9番15号財団法人福岡県中小企業振興センター202B会議室	平成17年9月14日午後2時

福岡県選挙管理委員会告示第101号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者一人につき支出することができる選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

選挙区	制限額
福岡県第1区	24,499,500円
福岡県第2区	25,481,800円
福岡県第3区	24,865,600円
福岡県第4区	23,996,500円
福岡県第5区	25,086,100円
福岡県第6区	24,688,400円
福岡県第7区	23,940,400円
福岡県第8区	24,793,600円
福岡県第9区	25,064,900円
福岡県第10区	25,322,000円
福岡県第11区	23,275,900円

福岡県選挙管理委員会告示第102号

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

- 1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県選挙管理委員会室
2 日 時 平成17年8月31日 午後6時

福岡県選挙管理委員会告示第103号

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年8月30日 午後7時

福岡県選挙管理委員会告示第104号

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会を開催すべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

- 1 場 所 福岡市博多区吉塚本町9番15号
財団法人福岡県中小企業振興センター402会議室
2 日 時 平成17年9月14日 午後1時

福岡県選挙管理委員会告示第105号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行うべき場所を次のとおり定め、日時については、平成17年8月30日午後7時から行う衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじの後引き続き行うものとした。

ただし、すべての候補者届出政党の政見放送につき他の放送事業者において録音し、録画した物又は候補者届出政党が録音し若しくは録画した政見で他の放送事業者に提出された物を使用して放送する放送事業者における政見放送の順序については、当該他の放送事業者において行われる放送の順序によるものとした。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明
場 所 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県選挙管理委員会室

福岡県選挙管理委員会告示第106号

平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福岡県審査分会長及び審

査分会長に事故があり、又は審査分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

審査分会長		審査分会長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
福岡市中央区今川1丁目2番34号	田辺俊明	福岡市南区長住5丁目5番29号	中原潤一郎

福岡県選挙管理委員会告示第107号

平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福岡県審査分会を開催すべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

1 場所 福岡市博多区吉塚本町9番15号

財団法人福岡県中小企業振興センター402会議室

2 日時 平成17年9月14日 午後2時

福岡県選挙管理委員会告示第108号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票及び開票の順序を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

1 衆議院議員総選挙の投票の順序は次のとおりとする。

- (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙の投票
- (2) 衆議院比例代表選出議員選挙の投票

2 開票の順序は、同時に開票を行う場合を除き次のとおりとする。

- (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙の開票
- (2) 衆議院比例代表選出議員選挙の開票

(3) 最高裁判所裁判官国民審査の開票

福岡県選挙管理委員会告示第109号

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、線上投票を行う地域及び期日を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

線上投票を行う地域	線上投票を行う期日
北九州市小倉北区第13投票区（馬島）	平成17年9月9日
北九州市小倉北区第14投票区（藍島）	平成17年9月9日
宗像市大島投票区（大島）	平成17年9月9日
宗像市地島投票区（地島）	平成17年9月9日
糟屋郡新宮町第6投票区（相島）	平成17年9月9日

選挙長

衆小選第1区選挙長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第1区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第1区選挙長 田辺俊明

1 場所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日時 平成17年9月8日 午後6時

衆小選第2区選挙長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区において、選挙会

の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区選挙長 田辺俊明

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年9月8日 午後6時

衆小選第3区選挙長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区選挙長 濱中茂足

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年9月8日 午後6時

衆小選第4区選挙長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第4区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第4区選挙長 濱中茂足

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年9月8日 午後6時

衆小選第5区選挙長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第5区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第5区選挙長 濱中茂足

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年9月8日 午後6時

衆小選第6区選挙長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第6区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第6区選挙長 向坊ソメ

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年9月8日 午後6時

衆小選第7区選挙長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第7区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年 8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第7区選挙長 向 坊 ソ メ

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年 9月 8日 午後6時

衆小選第8区選挙長告示第1号

平成17年 9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第8区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年 8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第8区選挙長 向 坊 ソ メ

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年 9月 8日 午後6時

衆小選第9区選挙長告示第1号

平成17年 9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第9区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年 8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第9区選挙長 井 上 透

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年 9月 8日 午後6時

衆小選第10区選挙長告示第1号

平成17年 9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第10区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年 8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第10区選挙長 井 上 透

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年 9月 8日 午後6時

衆小選第11区選挙長告示第1号

平成17年 9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第11区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党又は候補者から届出のあった者が10人を超えるとき若しくは同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年 8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第11区選挙長 井 上 透

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年 9月 8日 午後6時

衆小選第1区選挙長告示第2号

平成17年 9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第1区において、選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年 8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第1区選挙長 田 辺 俊 明

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年9月10日 午後6時

衆小選第2区選挙長告示第2号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区において、選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区選挙長 田辺俊明

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年9月10日 午後6時

衆小選第3区選挙長告示第2号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区において、選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区選挙長 濱中茂足

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年9月10日 午後6時

衆小選第4区選挙長告示第2号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第4区において、選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第4区選挙長 濱中茂足

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年9月10日 午後6時

衆小選第5区選挙長告示第2号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第5区において、選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第5区選挙長 濱中茂足

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年9月10日 午後6時

衆小選第6区選挙長告示第2号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第6区において、選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第6区選挙長 向坊ソメ

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県選挙管理委員会室

2 日 時 平成17年9月10日 午後6時

衆小選第7区選挙長告示第2号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第7区において、選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第7区選挙長 向坊ソメ

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県選挙管理委員会室
2 日 時 平成17年9月10日 午後6時

衆小選第8区選挙長告示第2号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第8区において、選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第8区選挙長 向 坊 ソ メ

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県選挙管理委員会室
2 日 時 平成17年9月10日 午後6時

衆小選第9区選挙長告示第2号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第9区において、選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第9区選挙長 井 上 透

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県選挙管理委員会室
2 日 時 平成17年9月10日 午後6時

衆小選第10区選挙長告示第2号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第10区において、選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第10区選挙長 井 上 透

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県選挙管理委員会室
2 日 時 平成17年9月10日 午後6時

衆小選第11区選挙長告示第2号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第11区において、選挙会の選挙立会人が定まった後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第11区選挙長 井 上 透

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県選挙管理委員会室
2 日 時 平成17年9月10日 午後6時

選挙分会長

選挙分会長告示第1号

平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、福岡県選挙分会の選挙立会人となるべき者として名簿届出政党等から届出のあった者が10人を超えるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月30日

衆議院比例代表選出議員選挙福岡県選挙分会長 田 辺 俊 明

1 場 所 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県選挙管理委員会室
2 日 時 平成17年9月8日 午後6時